

## 2015 年度 中央大学特定課題研究費 — 研究報告書 —

所属	法学部	身分	教授
氏名	松原光宏		
NAME	Matsubara, Mitsuhiro		

## 1. 研究課題

（和文）基本権ドグマーティク再考

（英文）Doctrine of constitutional rights

## 2. 研究期間

2年間

## 3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600 字程度、英文 50word 程度）

（和文）基本権ドグマーティクの再検討を目的とした研究は、具体的テーマ志向として進められ、（1）基本権解釈における「指導モデル (Leitbilder)」の意味と課題、（2）憲法 24 条解釈と指導モデル論、（3）国民代表の観念（憲法 43 条 1 項）、以上の三つのテーマを主題とした執筆が課せられた。（1）は、ドイツ基本法 6 条 1 項「婚姻」条項について、基本法改正を伴うことなく、連邦憲法裁判所の解釈を通じ、その意味変化が認められた点に注目したものであり、「指導モデル (Leitbilder)」の①属性、②射程範囲、③方法論的地位、④動態性と静態性のバランス、⑤憲法裁判の民主的正統化を中心に検討を行った。その成果については、ドイツに出版を予定している論文集にて公表する予定である。（2）は、（1）で扱った法理論の応用問題として取り上げたものであるが、昨年、国際政策セミナー「家族のダイバーシティーヨーロッパの経験から考える-」（国立国会図書館・調査立法考査局）と題したシンポジウムにて講演する機会を頂いた。その成果は国立国会図書館より公刊される講演集として、近日中（今夏）に公刊される予定である。（3）は、長年法学理論の対象としてはその身分を疑われていた「国民代表の観念」について、「理念的な観念」としてのその再生を図るものである。現代民主的憲法国家における共通の課題である憲法裁判の民主的正統化の討究がその目的であるが、ドイツで公刊される論文集（アレクシー教授古稀記念）及び今秋公刊予定の論文集（戸波江二教授古稀記念）にて公表される。近年のドイツ国法学者協会の主要関心事の一つである「公法学の反省」等、今回取り上げられなかった総論的テーマについては、次年度以降を予定している。

（英文）

Doctrine of constitutional Rights is one of the main issues in current debates on the constitutional rights. Numerous authors have raised the objection to the function of legal doctrine about constitutional rights. The main issue are these: (1) significance and function of “Leitbilder/role model”, (2) interpretation of Art. 24 and “Leitbilder/role model”, (3) representation of the people/Repräsentation des Volkes (Art. 43).